第34期 決算公告

2021年6月29日

東京都江東区新砂三丁目3番9号
株式会社 フォリス
代表取締役社長　定永 好史

貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位:千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,173,382	流動負債	1,627,603
現金預金	2,172,701	工事未払金	966,619
受取手形	20,587	リース債務 短期	3,624
電子記録債権	83,427	未払金	112,279
完成工事未収入金	531,760	未払消費税	108,911
未成工事支出金	263,961	未払費用	86,948
材料貯蔵品	23,814	未払法人税等	19,570
前払費用	9,715	未成工事受入金	213,411
未収入金	70,353	預り金	915
差入保証金 短期	2	完成工事補償引当金	71,802
貸倒引当金	△ 2,938	賞与引当金	43,524
固定資産	984,209	固定負債	195,019
有形固定資産	26,683	リース債務 長期	8,765
建物	12,082	退職給付引当金	156,544
備品	3,264	株式給付引当金	13,529
リース資産	11,337	役員株式給付引当金	16,183
無形固定資産	10,205	負債合計	1,822,622
ソフトウェア	10,205	純資産の部	
投資その他の資産	947,321	株主資本	2,185,187
投資有価証券	243,390		
子会社株式	363,155	資本金	100,000
関係会社株式	20,000		
長期貸付金	287,000	利益剰余金	2,085,187
差入敷金保証金	462	利益準備金	25,000
繰延税金資産	33,314	その他利益剰余金	2,060,187
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	1,860,187
		（当期純利益）	(294,546)
		評価・換算差額等	149,782
		その他有価証券評価差額金	149,782
		純資産合計	2,334,969
資産合計	4,157,591	負債及び純資産合計	4,157,591

個　別　注　記　表

【 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

１．棚卸資産、有価証券の評価方法及び評価基準

未成工事支出金	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
子会社株式及び関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等による時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
無形固定資産	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事高として計上した工事に係る瑕疵についてその引渡し後において、自己の負担により無償で補償すべき場合の費用支出に備えるため、補修費用の見積額に基づき計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準　　請負工事の収益計上基準について、請負金額１千万円以上の請負工事は工事進行基準（工事の進捗率は、決算日における請求出来高またはその見積りとする。）により、その他の請負工事は、工事完成基準によっております。

５．消費税等の会計処理方法　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

６．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

７．重要な会計方針の変更　　なし